

## 在校時間の記録・把握の現況について

## 1 県立学校の場合

- 平成22年度から、別添様式1により、各教員に記録するよう通知している。  
〔自己申告制〕

## 2 公立小中学校の場合

- 上記の県の通知文を参考として、市町村教育委員会に周知するとともに、適正な在校時間把握に取り組むよう通知している。
- なお、平成25年度から11月を抽出月として把握した結果（80時間を超えた者及び100時間を超えた者の数）の報告を求めている。
- 各市町村における在校時間の把握方法は、それぞれの判断による。

- ① ICカードの導入・・・（例）春日井市
- ② 出退勤記録用のパソコンの活用・・・（例）名古屋市
- ③ 自己申告制・・・紙に記載、パソコンの様式に入力

### 在校時間等の状況記録

平成 22 年

月

職名・氏名

月合計

0:00

日	曜	出勤時刻	～	退勤時刻	在校時間等	出張	休暇	割振替	職免	正規に割り振られた勤務時間以外に従事した時間とその主な業務					備考	
										従事時間	校務分掌	学習指導	生徒指導	部活動		その他
1日	火	0:00	～	0:00	0:00											
2日	水	0:00	～	0:00	0:00											
3日	木	0:00	～	0:00	0:00											
4日	金	0:00	～	0:00	0:00											
5日	土	0:00	～	0:00	0:00											
6日	日	0:00	～	0:00	0:00											
7日	月	0:00	～	0:00	0:00											
8日	火	0:00	～	0:00	0:00											
9日	水	0:00	～	0:00	0:00											
10日	木	0:00	～	0:00	0:00											
11日	金	0:00	～	0:00	0:00											
12日	土	0:00	～	0:00	0:00											
13日	日	0:00	～	0:00	0:00											
14日	月	0:00	～	0:00	0:00											
15日	火	0:00	～	0:00	0:00											
16日	水	0:00	～	0:00	0:00											
17日	木	0:00	～	0:00	0:00											
18日	金	0:00	～	0:00	0:00											
19日	土	0:00	～	0:00	0:00											
20日	日	0:00	～	0:00	0:00											
21日	月	0:00	～	0:00	0:00											
22日	火	0:00	～	0:00	0:00											
23日	水	0:00	～	0:00	0:00											
24日	木	0:00	～	0:00	0:00											
25日	金	0:00	～	0:00	0:00											
26日	土	0:00	～	0:00	0:00											
27日	日	0:00	～	0:00	0:00											
28日	月	0:00	～	0:00	0:00											
29日	火	0:00	～	0:00	0:00											
30日	水	0:00	～	0:00	0:00											
31日	木	0:00	～	0:00	0:00											

合計

0:00

- 注 1 本表は、「県立学校における長時間労働による健康障害防止のための面接指導実施要綱」に準拠したものであること。  
 2 週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更で対応した時間、職務専念義務を免除された時間及び自宅作業時間については除くこと。  
 3 「在校時間等」には、出張に係る時間も含むこと。  
 4 「出張」「休暇」「振替・割振」「職免・研修」欄については、該当があれば○を記入すること。  
 5 「正規に割り振られた勤務時間以外に従事した主な業務」については、該当する欄に○を記入すること。(複数可)  
 6 「備考」欄には、正規に割り振られた勤務時間以外の業務の内訳のうち、「その他」の主な内容を記入すること。

## 平成 28 年 3 月 10 日 文教科科学委員会（参議院）会議録（抜粋）

（太字：愛知県教育委員会）

## ○田村智子君

この長時間過密労働の解消の前提、それは労働時間の正確な把握です。

文科省も二〇〇六年四月通知で、管理職が勤務時間を現認する、又は I C カード等の客観的な記録を基礎とする、このいずれかによって勤務時間を把握するよう求めています。私は、やはり客観的な記録による勤務時間の把握、民間事業では当たり前の、このことをやっぱり学校でも行うべきだというふうに思います。

具体的な事例挙げます。

愛知県教委は、教員の在校時間から超勤の調査を行っています。これは、市町村教育委員会からの報告によるものですが、この中で、実は岡崎市だけが超勤八十時間以上という教員の割合が異様に少ない報告結果になっているんです。これはまだ資料ではお配りしていないんですけれども。

これ、中学校で見ると、岡崎市の周辺の市は四割から多いところでは八割の教員が八十時間以上の超勤なんです。ところが、岡崎市だけが二・七%。これ、不審に思った労働組合が情報開示請求して調べてみたら、七十時間台とか七十九時間台の教員が異常に多いということが分かったんです。

岡崎市というのは、教員は自己申告で在校時間を記録し、報告をしています。こうなると、八十時間を超えないようにコントロールされたんじゃないだろうかという疑念が湧いてくるわけです。

事実、月刊誌「教育」というところに岡崎市の教員が次のような投稿をしています。

八十時間を超えないようにと校長からの指導が入り、皆適当に時間を調整して出していた。それを受けて市教委は、各学校の取組のおかげで時間外労働が八十時間を超える先生がほとんどいない、これは大きな成果であると喧伝している。それを聞いた時に、そんなばかなと思うと。試しに八十時間を超える記録を提出したことがある。すると、校長からすぐに呼出しが掛かった。これを出すと市教委から私のところに間違いなく指導が入ると思う、これから年度末の忙しいときに差しかかるのに、帰れと言われたらもっと大変になるでしょう、まあ、自分たちの首を絞めないためにもここは八十時間以内に収めて出し直してくれぬかと。全然納得できなかったが、仕方なく七十九時間五十五分に書き直して提出したと。今日も家庭訪問が終わって授業参観の準備などをしていたら、退勤時間が二十一時を回ってしまった。しかし、そのまま記

録したら時間外労働が百時間を超えかねないので、十九時に退勤したことにしておいたと。

これ、自己申告など裁量の幅のあるやり方では、職場の実態把握どころか長時間残業が逆に隠されてしまう、こういう可能性も否定ができないと思います。やはり、当たり前のタイムカードなど、これ民間で当たり前です、客観的な勤務時間の把握に公立学校も踏み出すべきだと思いますが、局長、いかがですか。

#### ○政府参考人（小松親次郎君）

お答え申し上げます。

教員、学校の先生方の労働時間についてまず管理職がきちっと把握をして、その実態に基づいて業務の在り方等を改善していくということは大変重要なことだと思います。これを大前提といたしまして、先ほど御指摘の私どもの通知指導というのは労働安全衛生法等の一部改正の施行通知のことと理解いたしますが、職場の労働時間につきましては、それぞれの規模、組織運営等の実情に応じて各学校で適切な方法で把握するということが必要でございます。きちんと把握をして、あるべきように持っていくというのは管理職の責任だと思いますけれども。

労働時間の把握につきましては、現認、報告、点呼、目視というふうにもいろいろございます。この中で、各教育委員会に対しましては、私ども通知を出しまして、管理職が自ら現認をするか、あるいはICカード等のような記録を基礎として確認するか、こうした方法によって労働時間の適正な把握に努めるよう指導しているところでございます。

こういう形で適切に把握をしていただく、各職場によってきちんとした把握をしていただくということが大事だと、私どもとしては考えております。

#### ○田村智子君

これ、大臣にもお聞きしたいんですね。過労死防止のまさにその法案作ったわけですからね。

これ、現認というのは、目視なんていうのがあるわけですよ、何人残っているか。どうしてこれで労働時間がつかめるのか。過労死の裁判でも、いかに労働時間を把握するか、長時間労働だという証拠を出すか、これが一番の問題だということをもう大臣いっぱいお聞きになったと思うんですよ。学校も客観的な把握、必要だと思いませんか。

#### ○国務大臣（馳浩君）

なかなか、こうして答弁をすると、その答弁がちょっと独り歩きする可能性があるのかなと思いつつも、実は、私も、日報を通じてやっぱり労働時間をきちんと把握しておくことと同時に、管理職とそこで働いている方々のコミュニケーションにおいて適切な労働環境をつくり上げることは極めて重要な原点であると、こういうふうな認識はまず持っております。

私、教員であった経験を言うと、私は非常に学校が好きだったので、逆に朝六時半から夕方というか夜大体十時ぐらいまで、部活動もし、その後採点もし、授業の準備もしておりました。ただ、私はそれを当たり前と思っておりましたが、当たり前と思っただけいけないというのが私は現実的な取組ではなかろうかと、こういうふうの一つの所感として思っておりますので、改めて、私自身がもう、全部皆さんタイムカードと、こういうふうに一斉に指令をすることはもちろんできませんけれども、各都道府県、また設置をしている市町村の教育委員会においてやはり適切に判断をして把握されるようにしておくことがまず原点中の原点だと私は思います。

#### ○ 田村智子君

是非、学校がどんなふうに勤務時間つかんでいるのかというのを文科省調査してほしいと思いますし、愛知県の取組って非常に重要だと思っていて、八十時間超え、百時間超えの教員の割合どれだけいるか、こういうのは是非全国的な調査やっていただきたい、要望しておきたいと思います。

時間把握は最初の一步なんですね。具体的にそれによって過重負担が解消されなければなりません。労働安全衛生法に基づいて、やっぱり集団的な職場の環境改善の、進めていくような体制をつくるのが求められていると思うんですね。

## 愛知県教育委員会総括安全衛生委員会における議事概要

- 県教育委員会では、平成27年度に3回（7月、11月、1月）、「愛知県教育委員会総括安全衛生委員会」を開催しているが、平成26年度の実績調査結果が報告された7月の第1回の議事概要の関連箇所については、以下のとおり。

（面接指導等実績調査における「1月当たり時間外労働80時間超」の人数が大幅に減ったことについての委員の質問を受け）

## （事務局）

事務局としては、例年どおりに調査を行い、このような集計結果になったということで、実態は分かりませんが、昨年度の総括安全委員会において、「時間外労働が80時間を超えた場合は面接指導申出書を必ず提出することとしたことによって、80時間を超えないように労働時間を少なく申告する人もいるのではないか」との指摘もあったところです。

そのようなことは本末転倒ですので、実態どおりに申し出がされるように、校長会理事会を通じて周知徹底したところです。

## （委員）

今の話を経理会理事会で聞き、私たち校長は、「必ず実態どおり記載するように」と口をすっぱくして、各所属の教職員に対して周知徹底してきましたので、実態どおり記載した結果として、このような数値になったものと考えています。

## （委員）

現場の教職員の受け止め方は、そうではありません。新たな取組みがなされたり、取組みの件数が増えたりした実態があれば、長時間労働の該当者数が減ったということについても、そのような取組みの成果と言えるかもしれませんが。しかし実態は自己申告である労働時間の数値が見かけ上減っただけのことで、改善は何も進んでいないというのが現場の受け止め方だということ、繰り返し申し上げたいと思います。